

<h1>静岡市報</h1>	No. 57
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 5
- 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・ 6
- 静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

規 則

静岡市規則第69号

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則（平成21年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

期間の区分	月額
1年未満	309,200円
1年以上2年未満	309,200円
2年以上3年未満	309,200円
3年以上4年未満	309,200円
4年以上5年未満	309,200円
5年以上6年未満	309,200円
6年以上7年未満	309,200円
7年以上8年未満	309,200円
8年以上9年未満	309,200円
9年以上10年未満	309,200円
10年以上11年未満	309,200円
11年以上12年未満	309,200円
12年以上13年未満	309,200円
13年以上14年未満	309,200円
14年以上15年未満	309,200円
15年以上16年未満	309,200円
16年以上17年未満	305,900円
17年以上18年未満	302,600円

18年以上19年未満	299,300円
19年以上20年未満	296,000円
20年以上21年未満	292,700円
21年以上22年未満	279,700円
22年以上23年未満	265,700円
23年以上24年未満	252,200円
24年以上25年未満	238,300円
25年以上26年未満	224,600円
26年以上27年未満	207,000円
27年以上28年未満	189,900円
28年以上29年未満	172,600円
29年以上30年未満	155,000円
30年以上31年未満	137,000円
31年以上32年未満	118,700円
32年以上33年未満	100,800円
33年以上34年未満	76,200円
34年以上35年未満	51,900円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

静岡市規則第70号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の200」を「100分の210」に、「100分の240」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改める。

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の210」を「100分の205」に、「100分の250」を「100分の245」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の97.5」に、「100分の120」を「100分の117.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第22条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

静岡市規則第71号

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和5年12月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第49号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和5年12月20日とする。

静岡市規則第72号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（注）以外の部分中「定格容量」を「蓄電池容量」に、「KW」を「kW」に、「AH・セル」を「kWh」に改め、同様式（注）2中「定格容量の」を「蓄電池容量の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

静岡市規則第73号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月27日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の届出）

第14条の3 条例第23条の4第6項の規定による出産被保険者の届出は、産前産後期間に係る保険料軽減届出書（様式第20号の3）によるものとする。

様式第20号の2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

静岡市規則第74号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月27日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第41号中「過誤納金還付・充当通知書」を「過誤納金還付・充当又は委託納付通知書」に改め、同条第42号中「第2次納税義務者の納付（納入）に係る過誤納金還付・充当通知書」を「第2次納税義務者の納付（納入）に係る過誤納金還付・充当又は委託納付通知書」に改める。

第14条第2号中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税及び税額決定通知書」に改め、同条第3号中「市民税・県民税変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税変更通知書」に改め、同条第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 市民税・県民税減免 申請書 様式第94号
森林環境税免除
- (7) 市民税・県民税減免 承認（不承認）通知書 様式第95号
森林環境税免除
- (8) 市民税・県民税減免 理由消滅申告書 様式第96号
森林環境税免除

第15条第19号の次に次の1号を加える。

- (19) の2 大規模の修繕等が行われたマンション申告書 様式第114号の2の8

第15条第20号中「様式第114号の2の8」を「様式第114号の2の9」に改める。

様式第44号中「過誤納金還付・充当通知書」を「過誤納金還付・充当又は委託納付通知書」に、「充当先」を「充当又は委託納付先」に、「充当額」を「充当又は委託納付額」に改める。

様式第45号中「第2次納税義務者の納付（納入）に係る過誤納金還付・充当通知書」を「第2次納税義務の納付（納入）に係る過誤納金還付・充当又は委託納付通知書」に、「充当先」を「充当又は委託納付先」に、「充当額」を「充当又は委託納付額」に改める。

様式第50号（その2の2）中「税額控除額合計」を「森林環境税額」に改める。

様式第52号（その1）を削る。

様式第52号（その2）中「指定金融機関（取りまとめ店）」を「静岡市指定金融機関等・ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター（公金取りまとめ店）」に改め、同様式を様式第52号（その1）とし、様式第52号（その3）を様式第52号（その2）とする。

様式第53号中「指定金融機関（取りまとめ店）」を「静岡市指定金融機関等・ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター（公金取りまとめ店）」に改める。

様式第59号（備考）1中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「市税・県税」を「市税等」に改める。

様式第60号（備考）1中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「市税・県税」を「市民税等」に改める。

様式第91号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第92号から様式第93号の3までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第94号（その1）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第95号（その1）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第96号（その1）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第114号の2の8中「第20条第12項」を「第20条第13項」に、「第7条第13項」を「第7条第17項」に改め、同様式を様式第114号の2の9とし、様式第114号の2の7の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、様式第52号（その1）を削る改正規定、様式第52号（その2）の改正規定及び同様式を様式第52号（その1）とし、様式第52号（その3）を様式第52号（その2）とする改正規定並びに様式第53号及び様式第91号（表）の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。